

公募開始時点において、この条例施行規則は素案の段階です。今後の検討により、条例施行規則の内容に変更が生じる可能性があります。

○龍ヶ崎市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（案）

令和●年●月●●日

規則第●号

（趣旨）

第1条 この規則は、龍ヶ崎市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例（令和6年龍ヶ崎市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第2条 条例第7条第1項の規定により龍ヶ崎市多世代交流センター（以下「多世代交流センター」という。）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市多世代交流センター利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日（以下「利用希望日」という。）の属する月の3月前の月の初日から利用希望日の5日前までに提出しなければならない。ただし、市長が多世代交流センターの運用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請の際に、必要な書類を申請者に添付させることができる。

（優先申請）

第3条 次の各号に掲げる団体が多世代交流センターの利用を希望する場合は、利用希望日の属する月の6月前の月の初日から施設の優先申請を行うことができる。

(1) 龍ヶ崎市

(2) 市内の小学校、中学校、市立保育所

(3) 市が出資している公益法人

(4) 市内の大学、高等学校、幼稚園、保育園

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める団体

2 優先申請の受付時間、受付場所は次に掲げるとおりとする

(1) 受付時間 午前9時から午後9時まで

(2) 受付場所 多世代交流センター窓口

3 優先申請は、前条第1項の規定により施設の利用申請を行わなければならない。

（利用許可書等の交付）

第4条 市長は、多世代交流センターの利用を許可するときは、申請者に対し、龍ヶ崎市多世代交流センター利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」

という。)を交付するものとする。

- 2 利用の許可をする順位は、申請の順序による。ただし、申請が同時のときは、申請者間の協議又は抽選により申請の順序を決定するものとする。

(利用事項の変更)

第5条 多世代交流センターの利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用許可事項の変更をしようとするときは、利用希望日までに新たな申請書に利用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、多世代交流センターの利用事項の変更を許可したときは、新たに利用許可書等を利用者に交付するものとする。

(利用許可の取消し)

第6条 利用者が、多世代交流センターの利用を取消ししようとするときは、利用希望日までに龍ヶ崎市多世代交流センター利用取消申請書(様式第3号)に利用許可書等を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請による多世代交流センターの利用の許可を取消したときは、龍ヶ崎市多世代交流センター利用許可取消書(様式第4号)を利用者に交付するものとする。

(利用時間等)

第7条 多世代交流センターの利用時間は、準備又は原状に回復するために要する時間を含むものとし、条例第5条第1項の開館時間内とする。

- 2 多世代交流センターを利用する場合において、利用開始後の利用時間の延長は認めない。ただし、市長が他の利用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(附属設備等の利用)

第8条 条例第7条第1項の規定により利用の許可を受けた者が、施設の映像機器、音響設備及びその他の備品等(以下「附属設備等」という。)を利用するときは、附属設備を利用する前までに料金を納入することで、附属設備等を利用することができる。

- 2 附属設備等の使用料金は、別表のとおりとする。

(使用料等の減免)

第9条 条例第10条第1項の規定による使用料等の減免は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が主催し、又は共催する事業で利用するとき 10割
- (2) 市以外の官公署又はこれらに類する団体が公益目的のため主催し、又は共催する事業で利用するとき 10割
- (3) 市内の小学校、中学校、高等学校等、幼稚園、保育園が、教育又は保育活動により利用するとき 10割

(4) 施設の設置目的に合致する市内の団体が公益目的のため主催する事業で利用するとき 5割

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 5割又は10割

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、龍ヶ崎市多世代交流センター使用料減免申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、龍ヶ崎市多世代交流センター使用料減免（決定・却下）通知書（様式第6号）により、減免申請者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第10条 条例第11条ただし書に規定する使用料及び附属設備等使用料（以下「使用料等」という。）の還付額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第11条第1号又は第3号に該当するとき 全額

(2) 条例第11条第2号に該当し、利用しようとする日の5日前までに取消し又は変更を行ったとき 5割に相当する額

2 使用料等の還付を受けようとする者（以下「還付申請者」という。）は、龍ヶ崎市多世代交流センター使用料還付申請書（様式第7号）に使用料等を納付したことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 還付申請者は次の各号のいずれかの方法により還付申請ができるものとする。

(1) 多世代交流センター窓口で使用料等の納入を行った者は、窓口に来館し、還付申請を行うことができる。

(2) インターネットによる手続きにより使用料等を納入した場合は、インターネット手続きでのみ還付申請を行うことができる。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、龍ヶ崎市多世代交流センター使用料還付（決定・却下）通知書（様式第8号）により、還付申請者に通知するものとする。

（インターネットによる手続）

第11条 この規則の規定にかかわらず、次に掲げる手続は、市長が別に運用するシステムを用いたインターネットによる手続（以下「インターネット手続」という。）により行うことができる。

(1) 第2条の規定による利用の申請

(2) 第4条の規定による利用の許可

(3) 第5条の規定による利用事項の変更

(4) 第6条の規定による利用許可の取消し

(5) 第10条の規定による還付

2 第2条第2項の規定はインターネット手続による利用の申請期間について、第5条第1項の規定はインターネット手続による利用事項の変更について、第6条第1項の規定はインターネット手続による利用の取消しについて、第10条第1項の規定はインターネット手続による使用料の還付について、それぞれ準用する。

3 インターネット手続による受付は、条例第5条に規定する多世代交流センターの開館時間内に行うものとし、開館時間外にされたインターネット手続による申請等は、施設の翌開館日の午前9時にされたものとみなす。

(指定管理者による管理)

第12条 条例第17条1項の規定により、多世代交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第2条、第4条から第7条、第9条から前条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

附属設備使用料

附属設備名称	1回の使用料金	備考
オーディオセット	500円	コミュニティホールのオーディオラック、スクリーン、プロジェクター
ポータブルスピーカーセット	300円	ポータブルスピーカー、ワイヤレスマイク
可動式モニター	400円	65インチモニター（キャスター付）
WEBカメラセット	300円	WEBカメラ、集音マイク
コピー カラー	50円	
コピー モノクロ	10円	

備考

- 1 この表における「1回」とは、多世代交流センターの利用許可を受けて利用した回数とする。
- 2 使用料金には、消費税が含まれる。